*村有地公募抽選案内書*

土地代金、登録免許税は契約締結後、一括払いとなります。

　　　　　金融機関などから融資を受ける必要がある方は、事前に準備されることを

お勧めします。

泊村役場　総務課（管財係）

℡　０１３５－７５－２０２１

この案内書の条件等をよく読み、内容を十分把握したうえでお申し込みください。

～購入までの流れ～

１　物件の確認

・購入を希望する方は、物件の確認をしてください。

・別紙「物件調書」を参考に、諸規制等の確認をしてください。

（物件は現況引渡しとなります。）

　２　申し込みの手続き

・申込期間　令和２年７月１日（水）から

・時　　間　土日祝日を除く午前８時３０分から午後５時まで

・申し込み　申込書を直接持参してください。

　　　　　　泊村以外にお住まいの方は郵送での申し込みも可能です。

・申込先　泊村役場　総務課　管財係

　　　　　　〒045-0202 北海道古宇郡泊村大字茅沼村字臼別191番地７

　　　　　　℡　0135-75-2021

・添付書類　①「運転免許証の写し」又は「個人番号カードの写し」

②「市区町村税納税証明書」（令和元年度に課税されている

全ての税目）

※申込書下欄の同意欄に記名押印された方は、泊村から課税

されている税目の「納税証明書」の添付は不要です。

３　抽選の実施

・子育て世帯及び村民の申込者を最優先します。

・申込者が多数の場合は公開抽選を行います。

・公開抽選会の日程等の詳細は、申込期間終了後にご案内します。

４　契約の締結（収入印紙や実印が必要となります。）

・村が別に定める日までに売買契約の締結となります。

５　売買代金の支払い

・契約締結後、２０日以内に売買代金（全額）の支払いとなります。

６　所有権の移転登記（住民票や登録免許税が必要となります。）

・売買代金の納入後、村が所有権移転登記の手続きを行います。

・登記に必要な住民票及び登録免許税等は、購入者の負担となります。

～申し込みの方法・条件等～

※重要事項ですので、よくお読みください。

１．売却物件

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 所　　在　　地 | 地 目 | 面　　　積 | 売却価格 |
| ① | 泊村大字茅沼村21番4 | 宅 地 | 263.07㎡(79.57坪) | 795,700円 |

２．申込者の資格等

 (1) 申込者の資格

① 申し込みは個人に限ります。（法人の申し込みはできません。）

② 課税されている市区町村に税金の滞納がないこと。

(2) 申込条件

① 土地用途の指定

本物件は住宅用地（以下「指定用途」という。）として使用するも

のとします。

② 指定用途に供すべき期日

本物件の契約の締結の日から起算して３年を経過する日（以下「

指定期日」という。）までに専用住宅を建築し、かつ自ら入居してい

ただきます。

③ 転売等の制限

指定期日までの３年間、村の承認を得ないで本物件を売買、贈与、

交換、出資等による第三者への所有権の移転、又は本物件に地上権、

質権、賃借権、その他使用収益を目的とする権利の設定をすることは

できません。

ただし、購入後に住宅ローンのために抵当権を設定することは認め

ます。

④ 買戻特約

①②③の事項に違反したときは、泊村が売買代金をもって買戻すこ

とができる買戻特約登記を付します。特約期間は本物件の契約の締結

の日から起算して３年間とします。

物件を買戻す際、返還するのは物件の代金のみで、契約費用、登記

費用、物件の取得・所有に係る諸税、その他金銭は返還しません。な

お、本物件は原状回復し返還していただきます。

買戻特約の抹消登記は、買戻し期間満了後、契約者からの請求に基

づいて村が行います。ただし、抹消登記に要する費用は契約者の負担

となります。なお、専用住宅を建築するために住宅ローンを借入れる

際、金融機関から抹消登記を求められたときは、関係書類を添えた抹

消登記の請求に基づいて村が行います。

３．申込方法

(1) 申込書の提出

本案内書に添付の「村有地公簿抽選申込書兼受付票」を申込者が持参し

てください。ただし、泊村以外にお住まいの方は郵送での受付もします。

申込受付後、交付（郵送による申し込みの場合、郵送にて交付）する「

受付票」を抽選会当日必ず持参してください。

 (2) 添付書類

① 本人確認のため「運転免許証の写し」又は「個人番号カードの写し」

② 滞納がないことを確認するため「市区町村税納税証明書」

（令和元年度に課税されている全ての税目）

※申込書下欄の同意欄に記名押印された方は、泊村から課税されている

税目の「納税証明書」の添付は不要です。

(3) 申込期間

令和２年７月１日（水）から

受付時間は、土日祝日を除く午前８時３０分から午後５時までとします。

(4) 申込先

泊村役場　総務課　管財係

　〒045-0202 北海道古宇郡泊村大字茅沼村字臼別191番地７

　℡　0135-75-2021

４．当選者の決定方法

(1) 当選者の決定

① 区画毎に当選者を決定する。

② 子育て世帯の申込者を優先する。（村民の子育て世帯の申込者を最優先）

③ 村民の申込者を優先する。

④ 申込者が複数の場合は、公開抽選の方法により当選者１名と補欠者１

名を決定する。

(2) 公開抽選会

公開抽選会の日程等の詳細については、申込期間終了後に別途ご案内しま

す。

(3) 抽選方法

① 予備抽選

受付番号の若い番号順にくじを引き、本抽選の順番を決定します。

② 本抽選

予備抽選で決定した順番の若い番号順にくじを引き、１番数字の小さ

い方を当選者、次に小さい方を補欠者とします。

(4) 当選者の資格の譲渡禁止

当選者はその資格を譲渡いることができません。

(5) 繰上げ当選者

当選者が何らかの理由により契約の締結を辞退した場合又は、村が別に

定める日までに契約の締結をしない場合は、補欠者は繰上げ当選者となり

ます。

５．契約の説明

当選者には、契約の手続きの説明を行い、契約に必要な書類等を交付し、

「土地買受申請書」を提出していただきます。

６．契約の締結

当選者は、村から指定された期日までに、村が用意する「土地売買契約書」

により契約を締結していただきます。

また、契約には収入印紙（印紙税）を貼付する必要がありますので、当選

者の負担により準備していただきます。

　〇印紙税　～　500円相当の収入印紙

７．売買代金の支払方法等

(1) 売買代金の支払

土地売買契約締結後、村が発行する納入通知書により契約日から２０日以

内（契約日を含む）に売買代金（全額）をお支払いいただきます。

(2) 売買物件の引渡し

売買物件は、売買代金の納入をもって現況での引渡しとなります。

８．所有権移転の登記

(1) 所有権移転の登記

　　　所有権移転の登記は、物件の売買代金納入後に村が行いますが、登記に必要な住民票及び登録免許税等は、購入者の負担により準備していただきます。

 〇必要な書類　～　住民票、印鑑登録証明書

　　〇登録免許税　～　6,400円相当の収入印紙

　　〇印　　　鑑　～　実印（印鑑登録したもの）

(2) 登記完了

登記完了後は登記完了証・登記識別情報通知を購入者に交付します。

～これで購入の全ての手続き等が完了となります。～

９．その他

(1) 契約及び登記に要する費用の負担

土地売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に要する登録免許税

のほか、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用が生じた場合は、

購入者の負担となります。

(2) 土地にかかる税金

　　　〇取得したとき:登録免許税(国税)、印紙税（国税）、不動産取得税（道

税）

〇所有しているとき：固定資産税（村税）